

揭示期間 4.1-4.10

新潟市告示第 231 号

新潟市岩室観光施設使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市岩室観光施設の使用料の徴収を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

徴収事務を行う場所	徴収事務委託者
新潟市西蒲区岩室温泉 9 6 番地 1	特定非営利活動法人いわむろや
新潟市岩室観光施設	理事長 高 島 悟